

豪雨災害における 岡山弁護士会の被災者支援活動 －災害ケースマネジメントの視点から



令和5年8月21日

弁護士大山知康

岡山県被災者支援士業連絡協議会事務局長
(公) みんなでつくる財団おかやま監事 (前代表理事)

3つの立場で被災者支援に関わりました



岡山弁護士会環境保全・災害対策委員会委員長として被災者支援情報の発信、法律度相談の実施



地元住民（弁護士）として災害ボランティアセンターの運営スタッフ・ワゴン車でボランティアの送迎も（令和元年9月新見市集中豪雨）



令和4年台風15号に応援弁護士として静岡市清水区にて3日間活動

岡山弁護士会の主な支援活動

災害（出張・電話）法律相談

災害ADR（仲裁・申立費用無料・成立手数料半額）

自然災害債務整理ガイドラインの手続支援

災害無料法律相談

電話災害無料相談毎日12時から16時まで（平成31年1月からは平日と土曜日）（令和元年12月末で終了）（1,019件）

法律相談センターでの面談相談（171件。令和元年9月末まで）（弁護士会館、各地の法律相談センター8カ所にて。）

各市での出張災害無料法律相談会（104回開催。606件・真備町で令和5年7月まで開催）

その他（倉敷駅西ビルなど10件）

合計1806件（以上令和5年8月21日現在）

情報発信（岡山弁護士会ニュース）

第1号
H30.7.9

- 罹災証明書，各種保険制度，応急修理制度

第2号
H30.7.24

- 被災者生活再建支援金，自然災害債務整理ガイドライン

第3号
H30.9.4

- 災害ADR

第4号
H30.12.18

- 災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例），災害援護資金貸付

弁護士会の活動における災害ケースマネジメント的側面

- 情報発信→法律相談→災害ADRや自然災害債務整理ガイドラインの流れ
- 法律相談への他の専門家（大工さん、技術士さん）の同席
- 長期間継続して定期開催できたので、自宅を再建する際に直面する問題点の相談にのれた。（遺産分割未了の建物の公費解体、保険会社と工務店の見積額の差額問題、再建（リフォーム）委託業者とのトラブル）
- 法律相談で把握した制度の問題点等を会長声明として提言
- 発災前に県内14自治体との協定締結。災害直後に災害支援ネットワークおかやまへの参加。

災害ケースマネジメントの事例



一人に寄り添うことが制度改善に

平成30年7月豪雨における災害復興住宅融資借入申込期間の延長の共同要望書（広島と岡山の弁護士有志で、全国の弁護士に賛同をいただいて）「平成30年7月豪雨に係る災害復興住宅融資の借入申込受付期間について、現在、2021年7月31日までの締切期限とされているものを、少なくとも1年間延長することを求める。」令和3年7月

借入申込受付期間が1年間延長された。

継続して相談を受け、被災者の困難を具体的に知っていたことが提言への説得力を与えた。

被災者の声、報道、支援者（専門家）の要望の3つがそろったので、延長が実現できた

令和元年 9 月新見市集中豪雨において

地元の弁護士として、新見市災害支え合いセンターのケース会議に参加できた。調査にも 1 件同行できた。

福祉的な視点だけでなく、法的視点も加えてることは、被災者の問題把握と解決への道筋を立てることに役立つのでは。平時の権利擁護センターの会議には法律専門家も参加している。

令和4年台風第15号において

法律相談に来られ、最初の相談で、調査票をもらってくださることを助言し、2回目の相談後に市役所まで建築士と同行して、再調査を依頼する。

再調査が行われ、その前後にも電話でアドバイスをして被害認定が準半壊から半壊へ。

弁護士が被災者の話を聞き、調査票を検討して、被災状況と調査結果の差を見つけて、建築士が根拠を補強できた。

平成30年7月豪雨災害後の体制整備



1 3市町村と災害協定を締結して岡山県内全市町村との災害協定を締結完了



締結済みの自治体で災害ADRに関する協力体制を内容に入れてなかったものに、災害ADRを協定内容にすることを進行中



岡山県被災者支援士業連絡協議会を設立



発災直後から真備町で相談会を先月まで継続